

# 災害救助法の適用による 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給制度について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

令和4年台風15号により住家が「全壊」、「流出」、「半壊」又は「床上浸水」の被害により、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物支給します。

## 1 対象者

住家が、「全壊」、「流出」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「床上浸水」の判定を受けた世帯

※ 保管された物や寄贈、汚れを落として使えるなど、必要最小限の生活必需品を調達し使用できる場合は、対象外になります。また、本制度は現金を給付する制度ではありません。

## 2 支給物品

「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」でご確認ください。

※支給する物品は世帯単位で支給します。被災状況及び世帯人数により、費用の上限があります。

## 3 申請について

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」を記入し、しあわせ推進課 社会福祉係（本庁舎1階）へ提出してください。（郵送、Eメール、FAX可）

※希望される物品の数量は、物品の合計金額が申請書下段に表示された「支給基準」の範囲内に収まるように記入してください。支給される物品は、市で定められた物のみとなります。

※申請は、「支給基準」の上限に達していなくても1回限りです。

(2) 申請書の審査の後、市が物品を購入します。

(3) 物品の調達ができ次第、ご自宅へお届けします。配達日時については、事前に申請者に連絡いたします。

なお、注文物品が集中し、欠品が生じた場合は、調達に時間を要する場合があります。

## 3 提出書類

「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」

## 4 受付期間 令和4年10月31日（月）まで（平日のみ）

## 5 提出先・問い合わせ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所しあわせ推進課社会福祉係（本庁舎1階）

TEL 0538-44-3112

FAX 0538-43-6285

メール shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp